

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊少第118号

令和2年3月25日

熊本県警察スクールサポーター運用要綱の制定について（通達）

熊本県警察スクールサポーターについては、「熊本県警察スクールサポーター運用要綱の制定について（通達）」（平成28年12月16日付け熊少第534号）により運用しているところであるが、別添「熊本県警察スクールサポーター運用要綱」のとおり勤務時間を熊本県警察会計年度任用職員任用等取扱要綱に統一、スクールサポーター帽子の規定新設及びスクールサポーター活動結果様式項目を変更して運用することとしたので、スクールサポーターを有効に活用して学校等との一層の連携強化に努められたい。

なお、本通達は、令和2年4月1日から実施することとする。

別添

熊本県警察スクールサポーター運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、熊本県警察スクールサポーター（以下「スクールサポーター」という。）の運用を適正に行うために必要な事項を定めるものである。

第2 責務

スクールサポーターは、学校、地域及び警察が連携して行う児童・生徒の問題行動への対応及び安全確保対策等が効果的に行えるように支援し、もって児童・生徒の健全育成に資することを責務とする。

第3 準拠

スクールサポーターの運用については、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第4 職務

スクールサポーターは、警察本部少年課長（以下「少年課長」という。）又は警察署長（以下「少年課長等」という。）の指揮監督の下、学校、教育委員会、保護者会等との緊密な連携を図り、別表「スクールサポーターの活動内容」に掲げる職務を行う。

第5 集中運用

少年課長は、必要により関係する警察署長と協議し、スクールサポーターを集中的に運用することができる。

第6 勤務要領

1 勤務時間

スクールサポーターの勤務時間は、「熊本県警察会計年度任用職員任用等取扱要領の制定について（通達）」（令和2年3月24日付け熊警第333号）に定めるところによる。

2 勤務場所

- (1) 少年課配置のスクールサポーターは、肥後っ子サポートセンターを拠点とし、少年課長が指定した箇所において活動する。
- (2) 警察署配置のスクールサポーターは、原則として配置先警察署の少年担当係を拠点とし、配置先警察署管内において活動する。ただし、スクールサポーターの配置されていない警察署においてスクールサポーターの活動が必要と認められる場合、少年課長は、配置先警察署長と協議し、スクールサポーターを配置先警察署の管轄以外で活動させることができる。

3 服装

- (1) スクールサポーターの服装は、私服とする。
- (2) スクールサポーターは、必要に応じて、「熊本県警察スクールサポーター腕章」（別図1）及び「熊本県警察スクールサポーター帽子」（別図2）を着装する。
また、「熊本県警察スクールサポーター証」（別記様式第1号）を携帯し、相手から身分の表示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

第7 派遣の決定

- 1 スクールサポーターは、学校や教育委員会（以下「学校等」という。）の要請に基づいて派遣する。
- 2 学校等からの派遣要請を受けた少年課長等は、学校関係者と協議のうえで、スクールサポーターの派遣を決定する。ただし、集中運用が必要と認められるような場合は、少年課長と配置先警察署長で協議のうえ、派遣を決定する。

第8 指導・教養

少年課長等は、スクールサポーターに対して、業務に必要な各種法令等の指導及び警察倫理教養を計画的に実施すること。

第9 活動上の留意事項

少年課長等は、スクールサポーターの運用に当たり、次の事項に留意する。

- 1 教育委員会、学校、各種ボランティア等の関係機関・団体と連携した活動が推進されるための必要な措置を講ずること。
- 2 非行情勢や安全確保等に関する情報を提供し、学校、保護者等の要望を踏まえた適切な運用を図ること。
- 3 危害を受けるおそれのあるときは、肥後っ子サポートセンター係員又は警察署員を同行させるなど受傷事故防止を図るための必要な措置を講ずること。

第10 報告

スクールサポーターの活動について次のとおり報告すること。

報告項目	報告様式	報告期限	報告先
勤務日誌	別記様式第2号	速やかに	少年課長等
翌月分の活動計画	別記様式第3号	毎月25日まで	少年課長
毎月の活動結果	別記様式第4号 及び第5号	翌月10日まで	少年課長
効果的事例、特異事案	なし	速やかに	少年課長

※ 別表、別図、別記様式（略）